



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1243 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
1244 中島井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)..... 3
1245 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 3
1246 〃	(〃)..... 4
1247 農用地利用配分計画の認可	(〃)..... 4
1248 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 4
1249 保安林の指定施業要件の変更	(〃)..... 4
1250 道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
1251 道路の供用開始	(〃)..... 5
1252 道路の区域変更	(〃)..... 5
1253 道路の供用開始	(〃)..... 6
1254 道路の区域変更	(〃)..... 6
1255 道路の供用開始	(〃)..... 7

○ 選挙管理委員会告示

119 政治団体の届出事項の異動の届出 7
120 政治団体の解散の届出 8
121 政治団体の収支報告書の要旨 8
122 政治団体の設立の届出 8

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課)..... 8
------	------------------

告 示

和歌山県告示第1243号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県橋本市高野口町伏原978-1

名称 井上忠数

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県橋本市高野口町伏原980

名称 井上染工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年11月1日から同月22日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市市民生活部市民生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設 (HBS-20)	1	糸 100 kg/回	平成 28. 11. 25	4時間 /日	通常	55	4.5	50	50	25	5	4	3
					最大	65	4	90	80	55	8	6	10
第19号ト 染色施設 (HBS-3)	1	糸 10 kg/回	平成 28. 11. 25	4時間 /日	通常	5	4.5	50	50	25	5	4	3
					最大	5	4	90	80	55	8	6	10

別表2

種類及 び形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)		
汚水処 理施設	鉄筋コ ンクリ ート製	W5.75 × L7.25 × H3.0	200	曝気 + 沈殿	昭和 52. 11	通常	処理 前	150	4.5	50	50	25	5	4	3	
							処理 後	150	5.8- 8.6	40	40	20	4	3	3	
							最大	処理 前	180	4	90	80	55	8	6	10
								処理 後	180	5.8- 8.6	80	70	50	7	5	10

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
排水口No. 1	通常	150	5.8-8.6	40	40	20	4	3	3
	最大	180	5.8-8.6	80	70	50	7	5	10

和歌山県告示第1244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年9月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	宇治田文男	岩出市中島420番地
理事	楠本泰宣	岩出市中島161番地の1
理事	北川公功	岩出市中島100番地の1
理事	山本和弘	岩出市中島159番地
理事	藤木繁孝	岩出市中島480番地
理事	坂口邦夫	岩出市中島1140番地
理事	澤田寛	岩出市中島1053番地
理事	藤井有司	岩出市畑毛177番地
理事	赤井政次	岩出市中黒199番地
監事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1
監事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地

2 就任した役員（平成28年10月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	宇田隆行	岩出市中島162番地
理事	木村良展	岩出市中島150番地
理事	辻謹良	岩出市中島538番地
理事	福田好造	岩出市中島462番地
理事	中村美知代	岩出市中島468番地
理事	赤井秀次	岩出市中島996番地の21
理事	藤井良造	岩出市中島1136番地
理事	瀧田延之	岩出市金屋230番地の5（616号）
理事	朝稲定義	岩出市金屋140番地
監事	神下教暉	岩出市畑毛151番地
監事	山本隆章	岩出市畑毛208番地

和歌山県告示第1245号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年10月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月14日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成28年度第75号-1	伊都郡かつらぎ町丁ノ町字八段所729外14筆
平成28年度第75号-2	伊都郡かつらぎ町島字上島285-1

和歌山県告示第1246号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年10月20日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月14日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第76号	日高郡印南町西ノ地字下川原2114-1

和歌山県告示第1247号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年10月21日に認可した。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第68号-1	日高郡みなべ町気佐藤字閉谷沼665-8
平成28年度第68号-2	日高郡みなべ町晩稲字冷谷783-28
平成28年度第68号-3	日高郡みなべ町晩稲字奥井谷579-32

和歌山県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字土生字比丘尼谷459の24から459の30まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1249号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市且来字六反田827番2地先から同市且来字下垣内828番2地先まで	旧	5.26 ） 9.85	72.37	
同上	新	9.64 ） 12.21	72.31	洗足橋 L=2.50

和歌山県告示第1251号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 海南市且来字六反田827番2地先から同市且来字下垣内828番2地先まで

供用開始の期日 平成28年11月1日

和歌山県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
御坊市湯川町小松原字九原坪544番4地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで	旧	2.50 } 9.30	115.00	新川仮歩道橋 L=14.16
御坊市湯川町小松原字九原坪542番2地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで	旧	7.90 } 9.30	80.00	斉川ボックス L=12.20
同上	旧	8.15 } 9.75	74.70	新川橋 L=18.30
同上	新	14.20 } 16.15	74.70	斉川ボックス L=12.20

和歌山県告示第1253号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字九原坪542番2地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで

供用開始の期日 平成28年11月1日 午後3時

和歌山県告示第1254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

御坊市湯川町小松原字九原坪540番1地先から同市湯川町小松原字九原坪541番1地先まで	旧	16.00 }	34.10	
同上	新	16.00 }	34.10	

和歌山県告示第1255号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字九原坪540番1地先から同市湯川町小松原字九原坪541番1地先まで

で

供用開始の期日 平成28年11月1日 午後3時

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党古座川支部	武田丈夫	代表者	武田丈夫	富田又嗣	平成28.9.10

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
うらひらよしひろ後援会	浦平美博	会計責任者	浦平健司	三宅正明	平成28.8.22
北谷せいじ後援会	大木宏之	代表者	大木宏之	清水良一	平成28.8.23
		会計責任者	棒引清	山本茂	
市政に新風	山崎知行	政治団体の名称	市政に新風	尾和弘一後援会	平成28.9.25
		会計責任者	前川美佐子	尾和笑子	

和歌山県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今西敏文後援会	中谷公隆	平成28.8.31

和歌山県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成27年分）の要旨

（単位：円）

今西敏文後援会

報告年月日 28.03.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成28年分）の要旨

今西敏文後援会

報告年月日 28.09.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
出口はるお後援会	上本康裕	湯川泰彰	日高郡みなべ町西岩代1430-4	平成28.9.9

公 告

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。

以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成28年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成28年度 調達案件番号 20160030267号

(2) 調達案件名

災害救助訓練ユニット

(3) 調達物品の名称及び数量

災害救助訓練ユニット 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成29年2月28日(火)

(6) 納入場所

和歌山県消防学校

(和歌山県和歌山市加太2362番19)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「消防・防災用品」又は「その他物品関係」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成28年11月1日(火)から同年12月6日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成28年12月13日(火)午前10時から

- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年12月12日（月）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成28年12月12日（月）午前9時から同月13日（火）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者とした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ

を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Disaster Relief Training Unit : 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 13 December 2016

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288